

令和6年度

猿ヶ城石金岩照射灯  
仮設運搬路設計積算業務

仕 様 書

第八管区海上保安本部

# 第1編 業務概要

## 1 業務名称

猿ヶ城石金岩照射灯仮設運搬路設計積算業務

## 2 履行期限

令和7年3月28日

## 3 調査場所

航路標識名称	所在地
猿ヶ城石金岩照射灯	兵庫県豊岡市津居山

## 4 成果品引渡場所

名称	所在地
第八管区海上保安本部交通部	京都府舞鶴市字下福井 901

## 5 業務概要

本業務は、猿ヶ城石金岩照射灯に係る以下の項目に関して必要な業務を行うものである。

- (1) 電柱建替工事に必要な仮設運搬路の設計
- (2) 仮設運搬路設置工事に係る積算業務

## 6 設計計画概要

### 【主要構成】

航路標識名称	猿ヶ城石金岩照射灯	備考
基本設計	一式	
実施設計	一式	
工事積算	一式	

## 7 注意事項

設計にあたっては、地域の制約、現場の施工性、管理の方法、容易さ等を考慮し、監督職員との連絡を密に行う。

## 8 管理者

管理者	舞鶴海上保安部 交通課
所在地	〒624-0946 京都府舞鶴市字下福井 901番地
電話番号	0773-76-4120

## 9 担当部課

担当部課	第八管区海上保安本部 交通部整備課
所在地	〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井 901番地
電話番号	0773-76-4100 (代) 内線2661

## 第2編 共通仕様

本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に記載されていない事項や詳細については、「公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」及び「電気通信施設設計業務共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）」並びに「国土交通省土木工事積算基準（国土交通省大臣官房技術調査課）」及び「設計業務等標準積算基準書（国土交通省大臣官房技術調査課）」による。

### 第1章 総則

#### 1-1 適用

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか関係法令及び適用基準等により実施する。
- (2) 測量業務及び地質、土質調査業務等に関する業務については、敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部）による。
- (3) 設計図書は、相互に補完する。

#### 1-2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書の規定に基づく「調査職員」を読み替えて適用するものとし、発注者が定めた者をいう。
- (2) 「検査職員」とは、設計業務等の完了の確認を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
- (3) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び総轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (4) 「設計図書」とは、契約書、質問回答書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
- (5) 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
- (6) 「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (7) 「特記仕様書」とは、当該業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (8) 「特記」とは、上記(5)から(7)に指定された事項をいう。
- (9) 「指示」とは、監督職員又は検査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (10) 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
- (11) 「通知」とは、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (12) 「報告」とは、受注者が発注者又は監督職員若しくは検査職員に対し、業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
- (13) 「承諾」とは、受注者が発注者又は監督職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項

について、発注者又は監督職員が書面により同意することをいう。

- (14) 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- (15) 「提出」とは、受注者が発注者又は監督職員に対し、業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (16) 「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。  
緊急を要する場合、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (17) 「検査」とは、契約図書に基づき、業務の完了の確認をすることをいう。
- (18) 「打合せ」とは、業務を適切かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- (19) 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (20) 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、その業務の一部を再委託する者をいう。

### 1-3 業務の着手

受注者は、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。

この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

### 1-4 設計図書の支給及び点検

- (1) 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備える。
- (2) 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給する。

### 1-5 管理技術者

- (1) 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知する。
- (2) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行う。
- (3) 管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者とする。  
技術士（建設部門若しくは電気電子部門）又はシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）
- (4) 管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
- (5) 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

### 1-6 担当技術者

- (1) 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出する。（管理技術者と兼務するものを除く）
- (2) 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

### 1-7 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後に発注者が指定した様式により、関係書類を発注者に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。  
ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- (3) 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報を作成し、受注時は契約締結後、完了時は業務完了後、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

### 1-8 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載する。

番号	事 項
1	業務概要
2	実施方針
3	業務工程
4	業務組織計画
5	打合せ計画
6	成果物の品質を確保するための計画
7	成果物の内容、部数
8	使用する主な図書及び基準
9	連絡体制（緊急時含む）
10	使用する主な機器
11	その他

- (3) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 監督職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

### 1-9 資料の貸与及び返却

- (1) 監督職員は、市販されていない航路標識に関する技術基準や灯台の既往工事図面等を必要に応じ受注者に貸与する。

- (2) 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要が無くなった場合は、直ちに監督職員に返却する。
- (3) 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復する。
- (4) 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

#### 1-10 関係官公庁への手続き等

- (1) 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行う。
- (2) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議する。

#### 1-11 成果物の提出

- (1) 受注者は、設計業務等が完了した時は、設計図書に示す成果物を業務報告書とともに2部提出し、検査を受ける。
- (2) 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行う。
- (3) 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

#### 1-12 関係法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### 1-13 検査

- (1) 受注者は、契約書の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
- (2) 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次に掲げる検査を行うものとする。
  - ① 設計業務等成果物の検査
  - ② 設計業務等管理状況の検査
  - ③ 設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

#### 1-14 修補

- (1) 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- (2) 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示

することができる。

- (3) 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従う。
- (4) 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書の規定に基づき、検査の結果を受注者に通知する。

#### 1-15 守秘義務

- (1) 受注者は、契約書の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を『1-8-業務計画書』に示す業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (5) 取り扱う情報は適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用してはならない。  
また、発注者の許可なく複製・転送等を行ってはならない。
- (6) 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- (7) 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告する。

#### 1-16 再委託承諾申請書の提出

受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（別紙様式）を提出し、承諾を得ること。

ただし、発注者が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

## 第2章 設計業務等一般

### 2-1 計画準備

- (1) 調査及び設計に先立ち、業務の目的及び内容を把握し、当業務に関連する資料の収集、法令上必要のある諸条件の調査を行わなければならない。
- (2) 打合せ及び報告については、監督職員と十分な打合せを行うものとし、時期は次のとおり。
  - ① 事前打合せ 1回
  - ② 基本設計報告・打合せ 1回
  - ③ 実施設計報告・打合せ 1回
  - ④ 最終報告 1回
  - ⑤ その他、監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- (3) 関係機関との協議については、監督職員と十分に打合せを行った後に実施する。
- (4) 打合せ・協議後は、その内容について、その都度、受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

### 2-2 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い、設計等に必要な現地の状況を把握する。

なお、受注者は、現地の状況（地形、立地条件）、設置スペースの確認、他構造物との関連、騒音、振動等の環境条件、社会的条件、周辺状況を調査し、併せて資機材搬入路、施工ヤード等の施工性の判断及び施工計画の立案に必要な現地状況を把握する。

### 2-3 身分証明書の携帯

受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、作業終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

## 第3編 特記仕様

本特記仕様書に定めのない事項については、「公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」、「電気通信施設設計業務共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）」及び「敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」による。

### 第1章 仮設運搬路設計

#### 1-1 概要

猿ヶ城石金岩照射灯の配電線路の電柱建替工事に必要となる仮設運搬路の設計及び積算を行う。

#### 1-2 測量

現地踏査による現地状況の把握を踏まえ、仮設運搬路の設計に必要な測量を実施する。測量は、UAVレーザー測量を標準とする。

#### 1-3 基本設計

猿ヶ城石金岩照射灯の電柱建替工事を施工するための仮設運搬路という目的、仮設運搬路設置位置の地形、周辺の自然条件、運搬する資機材の形状、重量、その他の関連等に基づき、施工性、経済性、安全性、自然保護等の観点から総合的に検討を行い、仮設運搬路等の基本的な構造決定の資料を作成するとともに、実施設計にあたり、必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

想定条件及び業務内容は次表のとおりとし、現地踏査結果、設計条件等に基づき、複数の案を提案し、技術的及び経済的評価の検討のうえ最適案を選定する業務を行う。

猿ヶ城石金岩照射灯電柱建替工事の想定条件

項目	想定条件	備考
猿ヶ城石金岩照射灯電柱建替工事	1 コンクリート電柱4本（海保第2号柱～海保第5号柱）を建替える。	建替える電柱の規格は図面の表を参照
	2 コンクリート電柱1本（海保第6号柱）をパンザマストに建替える。	
	3 パンザマスト電柱10本（海保第7号柱～海保第14号柱、内第13号柱～第14号柱はパンザマスト2本の門型柱）を建替える。	
	4 電線張替 0W22×2条（全径間 1号柱～灯台） H22×1条（架空地線 6号柱～灯台）	

業 務 内 容

項 目		備 考
仮設運搬設計	<p>1 径間毎に運搬する資機材の重量、形状に基づき、技術的及び経済的な最適案を選定する。</p> <p>2 運搬手段は、モノレール、仮設道路、索道、船舶、ドローン等、実績のある手段を組み合わせ、又は単独で構成する。</p> <p>3 電柱建替工事に使用する工事用車両については、監督職員と協議のうえ決定し、当該工事用車両の通行、設置が可能となるよう仮設運搬路を設計する。</p> <p>4 運搬経路の支障となる樹木は、伐採又は枝払いを行うこととし、設計に含める。</p> <p>5 当該地域は、自然公園第二種特別地域であるため、環境保護に配慮し、仮設運搬路の撤去後は原状復旧できるように設計する。</p>	

1-4 実施設計

(1) 実施設計は、基本設計によって選定された最適案に対して、特記仕様書に示される条件、設置位置の地形、運搬する資機材の重量、形状、数量、種類、他の施設との関連、自然条件、撤去後の原状回復条件等に基づき、仮設運搬路に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的な費用とするための資料を作成する。

(2) 実施設計の業務内容は次のとおりとする。

① 仮設運搬路設計

仮設運搬路設計は、電柱建替工事等で運搬が想定される資機材、通行する工事用車両等の仕様により、必要となるルート、構造について設計を行う。

② 設計図

請負者は当該設計の検討結果に基づき、以下に示す設計図を標準として作成する。

なお、成果品に添付する図面の用紙はA2判（図面以外はA4判を基本）とし、図面の電子データ形式はJWW（JW-CAD形式）とするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

また、提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用できるものとする。

図 名 称	縮 尺
位置図	1/25,000～1/50,000
仮設運搬路設計に関する図	任意
仮設運搬路設計に関する詳細図	任意
その他必要となる図面	任意

③ 数量計算及び工事費算出

- (a) 数量計算及び工事費算出は、設計図面に基づき行う。
- (b) 数量計算書は、工種別、区間別に取りまとめる。
- (c) 工事費算出は、国土交通省土木工事標準積算基準書・官庁営繕関係基準類等により行い、根拠、算定過程を明らかにする。
- (d) 工事費算出に使用する見積書は、1項目につき2者以上の見積とし、見積検討資料と共に本紙を報告書に添付する。
- (e) 工事費算出においては、資機材及び発生材の運搬等の諸条件を考慮し、もっとも経済的に優れた工事費を算出する。
- (f) 数量計算書及び工事費算出書は、電子データ（Excel）とする。これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

④ 照査

照査技術者：管理技術者と相当の知識・技能を持った者で、管理技術者以外の者とする。

⑤ 報告書作成

受注者は、設計積算業務の成果として報告書を作成する。

(a)～(e)の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成する。

成果物は、内容を電子データ化してCD-R等に保存し、製本した報告書とともに2部提出する。

- (a) 設計条件
- (b) 仮設運搬路諸元表（構造計算結果含む）
- (c) 仮設運搬路一般図
- (d) 仮設運搬路設置工事実施にあたっての留意事項
- (e) 概略工事工程表

## 再委託（変更等）承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

第八管区海上保安本部長

殿

請負者 住所

氏名

印

令和 年 月 日付け契約の「  
（契約金額（税込み） 円）に関して、下記のとおり申請するので、手続き方  
お願いします。

## 記

- 再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、業務の契約（予定）金額（総計）  
別紙「履行体制に関する書面」のとおり
- 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠〔該当する項目に○を付す〕
  - 業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
  - 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
  - その他（ 令和 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。 ）
- その他特記事項

令和 年 月 日

請負者氏名

殿

令和 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。  
なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- 請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- 請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- 請負者は、注文者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官

第八管区海上保安本部長

# 履行体制に関する書面

令和 年 月 日

(請負者)  
株式会社〇〇〇〇

(再委託先1)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先1)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先2)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先2)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先3)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先3)

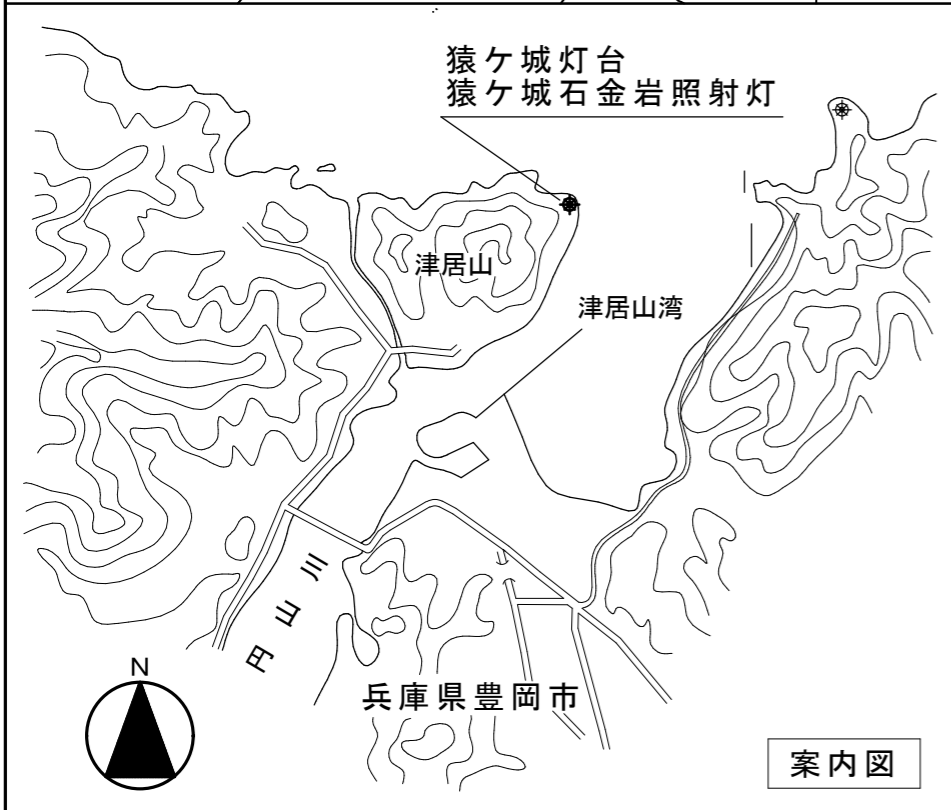
株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先4)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先5)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	



電柱番号	現状の電柱規格	建替想定 of 電柱規格
1号柱	コン柱 14-19-500	(建替なし)
2号柱	コン柱 8-350 + ハンザ継柱 2m	コン柱 13-19-5.0
3号柱	コン柱 8-350	コン柱 8-19-6.0
4号柱	コン柱 8-350	コン柱 8-19-6.0
5号柱	コン柱 8-350	コン柱 8-19-6.0
6号柱	コン柱 8-350	ハンザ R26
7号柱	ハンザ R26	ハンザ R26
8号柱	ハンザ R26	ハンザ R26
9号柱	ハンザ R26	ハンザ R26
10号柱	ハンザ R26	ハンザ R26
11号柱	ハンザ R26	ハンザ R26
12号柱	ハンザ R26	ハンザ R26
13号柱	ハンザ R27 + R28 (門型柱)	ハンザ R27 + R28 (門型柱)
14号柱	ハンザ R27×2 (門型柱)	ハンザ R27×2 (門型柱)
15号柱	ハンザ R27	(建替なし)



業務概要

- (1) 電柱建替工事に必要な仮設運搬路の設計
  - ・現地踏査、測量
  - ・基本設計
  - ・実施設計
- (2) 仮設運搬路工事費積算
- (3) 報告書作成

件名	猿ヶ城石金岩照射灯仮設運搬路設計積算業務		
図面名称	位置図、案内図、配電線路経路図		
縮尺	図示	設計年月日	令和6年10月
		図面番号	1 / 1
第八管区海上保安本部 交通部整備課			